

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する審査会合への対応について（島根2号機）

2. 日時：令和2年10月16日 10時00分～10時20分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

川崎安全管理調査官、江崎企画調査官、千明主任安全審査官、津金主任安全審査官、服部主任安全審査官、日南川技術参与

事業者：

中国電力株式会社

山本執行役員 電源事業本部 部長（原子力安全技術） 他8名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配布資料

- ・原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合（第909回） 中国電力株式会社に関する指摘内容
- ・原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合（第909回） 島根原子力発電所2号炉に関する指摘内容

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	規制庁の服部です。
0:00:03	中国電力本社さん聞こえますかどうぞ。
0:00:08	中国電力本社でず聞こえています。
0:00:11	中国電力東京分室 3 超えますからどうぞ。
0:00:16	はい、条例入湯業務について、聞こえますどうぞ。はい。
0:00:20	規制庁の服部です。それでは、ただいまから昨日行われました島根原子力発電所 2 号炉の第 909 回審査会合についてラップアップを開始いたします。
0:00:35	会合の議題は 5 条の漂流物衝突荷重
0:00:40	津波荷重、
0:00:41	荷重の組み合わせ。
0:00:44	防波壁構造成立性。
0:00:46	浸水防護重点化範囲
0:00:49	漂流物の影響評価、
0:00:53	津波防護上の運用方針の計 7 項目です。
0:00:58	それでは、少し時間をとりますので、事業者と規制庁の資料を確認してください。どうぞ。
0:01:30	中国電力さん、よろしいでしょうか。どうぞ。
0:01:35	はい確認しましたので、進めてくださいよろしく申し上げます。はい。
0:01:40	それでは、まず、
0:01:41	漂流物衝突荷重について事業者と規制庁の資料、
0:01:48	資料について確認する点がありましたらお願いします。どうぞ。
0:01:56	はい。
0:02:02	はい。
0:02:04	規制庁のチギラです。
0:02:08	距離物衝突荷重については、規制庁側の
0:02:13	コメントが四つ。
0:02:15	事業者からは五つということになっております。それで
0:02:20	きちっと事業者側の三つ目と四つ目。
0:02:24	の来エイズ指摘をですね、データを合わせたのが規制庁側の三つ目の指摘となっておりますので、その辺りは認識の方は共有されている処理したいと思いますがいかがでしょうか。どうぞ。
0:02:41	どうぞ。
0:02:43	はい、中国電力のヨシツグでございます。
0:02:46	はい。

0:02:47	当社側の三つ目と四つ目がNRIさんの三つ目ということで、中身確認させていただいております。同じにしております。
0:02:56	どうぞ。
0:02:57	はい、規制庁ちいられず、それで、中身についてですが、規制庁側のほうは少し具体的に書いておりますので、その辺りですね、一応昨日の会合の中でやりとりした内容がここに含まれてずっとと思います。
0:03:13	それで、一つ目の丸ですが、これは調査結果ですね、これ信頼性があるかどうかというお話なんですけど、あくまでその聞き取り調査をしたのはそれは事実としてありますが、
0:03:28	その結果からですね、不確かさを考慮して評価とか判断するのは、事業者間だと思いますので、これは言うに及ばないと思いますが、その辺りをですね、考えて回答してくださいというのが全体通しているという趣旨であります。
0:03:46	ちょっとその辺りについて、これ終戦回答いただきたいと思いますが、
0:03:52	いかがでしょうか。どうぞ。
0:03:57	はい中国電力タムラです。はい調査結果に基づき、
0:04:03	不確かさも考慮した上でということだと理解しておりますので、はい。
0:04:09	検討してまた再度ヒアリングで御説明させていただきますよろしく申し上げます。
0:04:16	はい、規制庁チギラです。私からは以上です。
0:04:21	ほかに漂流物衝突荷重について確認する点がありましたらお願いします。どうぞ。
0:04:29	隕石原子力規制庁があるわけですけども。
0:04:33	二つ目のポツの改定LCCは先日発言を私の方から発言させていただきましたが、
0:04:41	基本的に本今日いくつか字を選ぶ上で、今チギラ小さかったように不確かさを踏まえた上で、
0:04:49	どれだけですね、
0:04:53	安全的な安全側ですね、荷重を見積もるかっていうのが多分一つの設計の設計方針として大事なことだと思いますんで、それを踏まえた上で考えていただきたいというのが、
0:05:06	大前提だと、その上で
0:05:09	そう設計を超えるようなことが将来的にあるのであればそれは、
0:05:14	継続的な調査も必要ですし、そそうしたほとんど起きればですね。

0:05:20	総合対応も必要だといったことになると思いますので、その趣旨を十分踏まえてですね、今後検討いただきたいと思います。よろしくお願いします。
0:05:35	規制庁の服部です。ほかに確認する点あればお願いします。
0:05:42	いや、
0:05:42	原子力規制庁の平賀です。一番最後の双方を事業者側と規制庁側の一番最後の丸のどこなんですが、なんか再調査とうちの追加調査という表現になっているんですが、
0:05:57	今追加調査の目的及び理由を説明してくださいねっていうふうな指摘をしているんですが、これの根幹にあるものは、そもそもの調査が不十分だったんじゃないかというふうな疑念を持っています。
0:06:13	不十分だったために、ヒアリングごとに基本方針が変わっていくような説明になっているんじゃないかというふうなことが根底にありますので、その辺を踏まえて、回答をお願いしたいと思います。以上です。
0:06:38	中国電力のタムラですと、ちょっと、ただいまの御指摘も踏まえてまた御丁寧にご理解いただけるように御説明させていただきます。以上です。
0:06:52	規制庁の服部です。
0:06:54	ほかに確認する点があればお願いします。
0:07:00	内容であり、
0:07:02	すいませんハットリさんすいません中国電力のヨシツグでございます。1点だけ確認をさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。どうぞ。
0:07:11	はい、ピエトロハットリです。お願いいたします。どうぞ。
0:07:15	はい、中国電力のヨシツグでございます。当社側の四つ面と所で少し記載をさせていただいております。
0:07:24	と漂流物対策工については、船舶の保守的な考え方これは規制庁さんの三番目のところで保守的な500メートル範囲内について重点的に保守的な選定をするということで、我々も十分認識しております。
0:07:40	で、そのあとに我々のほうに少し記載させていただいておりますけれども、基準適合上、維持の観点で対策工の検討ということで、
0:07:53	対策工の行動とか費用とかっていうところのコメントもあったかと思っております。
0:07:59	これにつきましては、選定方法を踏まえまして、
0:08:04	対策工を
0:08:07	規制庁さんの三つ目の一番最後のところでございますけれども、防波壁の設計方針を検討し説明することと、ここ。
0:08:16	一緒だという認識でよろしかったでしょうか。どうぞ。

0:08:30	わかった。
0:08:34	規制庁のチギラです。そこもへのかかって関連すると思いますが、
0:08:41	このセットの三つ目の点の最中の絵と文章の折れ線最後にですね、ご指摘の選定方針をとということがありますので、保守的に
0:08:56	見てですね、来基準適合する状態のですね、理事と、その観点でですね、そのあたりも含めて説明してくださいと検討してくださいということであったと思います。はい。以上です。
0:09:11	中国電力の田村です。この設計方針について時の
0:09:18	名倉さんからここまで重厚な対策が必要となると思ってるのでしょうかっていうご質問とかもありまして、そこは不選定した漂流物に対して、試験とかで物性値とかを取って、
0:09:35	解析をしてもらって、詳細設計段階で何ならないと、どこまでが必要になるかというのはちょっとよくわからないと考えております。そう中で、ちょっとこの段階でどこまで設計方針を具体化する必要があるのかというか昨日お示ししていたような
0:09:54	マックスでいくとこういうふうな構造があるというような御説明のままでよいのか、さらに何か。
0:10:01	具体化する必要があるのかとかそこら辺の程度間を
0:10:05	についてちょっと認識を共有させていただければと思うんですが質問しました。以上です。
0:10:10	規制庁エザキです。なくなんの発言の中では、実際にこれを実行することを考えた上でやっているのかっていうことに疑念があるという話がありました。
0:10:23	なぜならそういう話がなぜできていることっていうと、荷重はめぐってしまって過小評価をして対策を過大評価をしてっていうことで、大きなアドバルーンワーク定義ながら実際には、
0:10:38	あることのような状態の方針であることは認められないということです。
0:10:43	ちょっと厳しい言い方ですけども、
0:10:46	そういうことを考えれば、二つ目の丸で書いてあることを全体的にいえる話で、
0:10:53	で、今後、設計方針として考えるのであれば、かなり可能性のあるものは網羅的に引っ張り出して、それを
0:11:02	荷重の方針として設定すべきだというのが大前提で、いわゆる買う議事にぎりぎりの評価をしてしまうと、基本的には将来的に変わり得る可能性が非常に高くなるわけなので、そういったことがないようにということ。
0:11:19	踏まえてですね、検討していただくと、それは一つ目のポツの多いお話三つの
0:11:26	○のところも我々の種

0:11:29	コメント制度の中に書いてあるような顧客名足りないのですね、タムラさんの話は流向とかそういうものを見て入ってきませんよと一点張りですけども、入ってこないということを設計も操作中の完成や実験やそういうものも踏まえたことも考えていくと。
0:11:44	その代わり得る可能性が出てきますし、将来的な、そういう知見が出てきた時にはバックフィットになる可能性がありうると我々考えてます。そういうことから考えかんがみてですね、この辺をですね、幅広に剛心を
0:12:00	打ち出していただきたいというのが私たちの全体的な要請なんですね。
0:12:06	ご理解いただけますでしょうか。
0:12:11	はい、中国電力の田村です。漂流物の
0:12:15	選定についてはこの背景等を
0:12:21	昨日もご指摘沢山の御出席いただきましたので、と理解しましたので
0:12:27	それを踏まえた対応にしたいと思っております。
0:12:32	はい、わかりました基本的にはわかりました。ちょっと私が申し上げた方がその結果、どこまでの防衛費の構造とか対策が必要になるかをちょっと現時点で、
0:12:45	なんか今以上に具体化するのがちょっと難しいかなと思ってちょっと発言させていただきました以上になります。誤解がないようにしっかりとそこは綺麗に整理していただきたいと思っておりますよろしくお願いします。
0:12:59	中国電力のタカマツ了解いたしました。
0:13:04	規制庁の服部です。ほかに確認する点あればお願いします。
0:13:13	よろしいでしょうか。
0:13:14	それでは防波壁の設計方針及び構造成立性について確認する点があればお願いします。どうぞ。
0:13:25	規制庁の服部です。私から1点確認させていただきます。
0:13:30	この点については施工成立性について述べたところですけども、
0:13:36	施工成立性等は施工ができるだけでは不十分で、その目的を果たすための品質が確保できていなければ、施工が成立しないというふうに考えています。
0:13:49	従って、品質確認の方法についてはしっかりと説明していただきたいという趣旨で個目奇跡指摘をさせていただきました。
0:13:59	またラップアップ資料化には審査会合で発言した例示、これは削除していますが、発言の例示も踏まえて、回答をお願いしたいと考えています。よろしいんでしょうか。どうぞ。

0:14:18	はい、中国電力のヨシツグでございます。審査会合でもいただきましたRayleighも踏まえまして、引き続き確認の項目含めて、具体的な御説明のほうさせていただきますたいと思います。以上です。
0:14:31	規制庁の服部です。わかりました。
0:14:33	ほかに確認する点があればお願いします。どうぞ。
0:14:40	はい。内容ですので、江藤ほかの5項目については特段の指摘がなかったというふうに認識をしていますが、規制庁の認識はそれでよろしいでしょうか。どうぞ。
0:14:55	はい。その認識ということで事業者側の認識もそれでよろしいでしょうか。どうぞ。
0:15:05	はい、中国電力のヨシツグでございます。同様の認識でございます。どうぞ。
0:15:11	規制庁の服部です。わかりました。それでは全体を通じて規制庁側から確認する点あればお願いします。
0:15:20	どうぞ。はい。
0:15:24	原子力規制庁のヒナガワです。ちょっと1点、全体的なことでちょっとお願いな季をしたいと思います。昨日の会合でもそうなんです、規制庁の質問に対して、まずはストレートにイエスカノーかで回答をしていただきたいと思っておりますので
0:15:41	YesかNoの回答の農地に理由を説明するように、端的に説明するようにしていただければこちらのほうも理解が進むと思うので、そのような対応をお願いしたいというふうに考えております。それとちょっと110なんです、昨日うちのチギラの質問に対して、
0:16:01	操業エリアの質問をしたときに、中国電力からの回答は、この図面なり、だ円経路を通した位置は漁協が経営書いたものだというふうなことの発言がありました。
0:16:19	この発言を聞いていると中国電力は何も知らないんですよ系はこういうふうに書いてあるんで。ただ、規制という報告をしたんですというふうなことで、このような回答っていうのはいかがなものかなと私どもも思っております。漁協が書いた資料に会して、中国電力の
0:16:39	見解なり、方針に方針それに対する考え方などを合わせて説明をしていただかないと私ども審査のしようがないというふうに考えており、おりますので、その辺もあわせて対応方よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。
0:17:01	設備燃料タムラです。ただいまご指摘いただいたのはちょっと私の発言だと思います。はい。ちょっとわかりやすく丁寧なご説明になるよう見ちょっとはい努力いたします。すいませんでした。
0:17:17	はい。

0:17:19	規制庁のエザキだけ負担を高さの、基本的に、
0:17:25	マイプラント意識が低いんじゃないですかという話が今言われていて、いわゆる、こうしたものは一義的に中国電力が主体的になって説明する責任があるわけで、そこで漁業で引いてもらったからっていうと行に、
0:17:41	責任の水位つけたようなものの言い方だっていうことがそもそもの
0:17:47	大きな問題だっていうことですので、その辺はよく理解していただきたいと。
0:17:52	ということです。詳細な動向というよりは、さっき言ったように、そういったものも踏まえた上で、実際に安全マイプラント意識をもって安定側の設計するにはどうしたらいいかという、そういう構想がないということで、昨日指摘がされているということで理解してください。よろしくお願いします。
0:18:12	はい、中国電力タムラです。はい、ちょっと発言。
0:18:17	今日つけます。ちょっと私が申し上げたのはちょっと聞き取りだと、図をどう聞き取っているのかよくわからないかなと思ひましてちょっとえっと配管を通して勝手に引いたものでないっていうことをちょっと再策定へとすると発言しましたけど、
0:18:32	はい。ただいまの御指摘も踏まえてちょっと。はい。
0:18:36	発言も絵と資料のつくりと御説明も気をつけていきたいと思ひます。はい。
0:18:43	すいません者。
0:18:49	規制庁の服部です。他に事業者側から確認する点がありましたらお願いします。
0:18:55	それでは事業者側から全体を通じて確認する点がありましたらお願いします。どうぞ。
0:19:06	あと、中国電力のウチムラです。当社のほうからは特にございません。
0:19:12	規制庁の服部です。はい、わかりました。では特段ないようですので事業者側と規制庁側で共通認識を得たものといたします。
0:19:23	また回答については指摘の趣旨を踏まえて適切に回答していただくようお願いいたします。いかがでしょうか。どうぞ。
0:19:34	中国電力のウチムラです。本日のラップアップでのやりとりも踏まえて、回答させていただきます。以上です。
0:19:44	規制庁の服部です。わかりましたよろしく申し上げます。それではこれで島根原子力発電所2号炉の審査会合のラップアップを終了いたします。どうもありがとうございました。
0:19:59	はい、ありがとうございました。
0:20:04	はい。